

島根県立大学大学院担当教員選考規程

平成 19 年 4 月 1 日
島根県立大学規程第 11 号

(目的)

第 1 条 この規程は、島根県立大学（以下「本学」という。）における大学院担当教員の選考に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において「大学院担当教員」とは、本学大学院の研究科における授業科目を担当する本学の専任教員をいう。

(選考基準)

第 3 条 大学院担当教員は、本学の専任教員（講師にあつては、原則として 1 年以上の教育経験を有する者に限る。）のうち、次の各号の一に該当する者の中から選考する。

- (1) 担当する授業科目に関連する博士号を有する者
- (2) 前号に規定する者と同等の能力があると認められる者

2 大学院において、研究指導を担当できる教員の基準については、学長が別に定める。

(選考の開始)

第 4 条 大学院担当教員の選考の開始は、研究科長の推薦を受け、学長が候補者の氏名を明示して発議する。

(評議会人事委員会における選考)

第 5 条 研究科長は、前条の発議があつたときは、大学院担当教員の候補者について、その内諾を得た上で教育研究業績書及び必要な論文を添付して、教育研究評議会に推薦する。

2 教育研究評議会は、研究科委員会委員のうちから学長が指名する者をもって評議会人事委員会を発足させ、大学院担当教員の候補者の資格及び適性に関する審査を行わせる。

3 評議会人事委員会は、当該選考の結果を学長に上申する。

(大学院担当教員の決定)

第 6 条 学長は、前条の上申に基づき大学院担当教員を決定する。

(研究指導を担当できる教員の選考)

第 7 条 前 3 条の規定にかかわらず、研究指導を担当できる教員の選考については、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 11 月 28 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 3 月 23 日から施行する。